別記様式第１１号（第２１条第３項関係）

熊大総務第　　号

令和　年　月　日

（反対意見を提出した第三者）　様

国立大学法人熊本大学長　印

法人文書の開示決定に関する通知書

（あなた、貴社等）から令和　　年　　月　　日付けで「法人文書の開示に関する意見書」の提出がありました法人文書については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第１４条第３項の規定に基づき通知します。

記

１　開示決定した法人文書の名称

２　開示することとした理由

３　開示を実施する日

＊　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、熊本大学長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

担当：熊本大学総務部総務課

住所：〒860-8555　熊本市中央区黒髪２丁目３９番１号

電話：（０９６）３４２－３１２３

FAX：（０９６）３４２－３１１０